

# 原子力発電所の安全対策について

【担当省庁】内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁

## 1 原子力発電所の再稼働に係る権限や責任、手続き等の法制化

原子力発電所の再稼働に係る国及び地方公共団体の権限や責任、同意を求める地方公共団体の範囲、具体的な手続き等を定めた法律を制定していただきたい。

また、原子力発電所が再稼働する際は、国において規制基準にしっかり責任を持って、安全性を確保していただきたい。

多数の家屋が倒壊・損壊する地震と同時に原発の重大事故が発生した場合、住民の屋内退避が困難となるため、公共施設や指定避難所等の更なる耐震改修等の財源措置を行うとともに、屋内にとどまれない場合を想定した退避方法について対応方針を示していただきたい。

## 2 SPEEDI（大気中放射性物質の拡散計算）の活用

緊急時においてSPEEDI（大気中放射性物質の拡散計算）の分析結果を地方公共団体に早急に提供できる体制を構築していただきたい。

## 3 広域避難計画の実効性向上

原子力災害時における避難道路の整備について、「電源立地地域対策交付金」や「原子力発電施設等立地地域特別交付金」の活用など財源措置をしていただきたい。

福井県にある高浜発電所から京都府域まで最短で約 2.8 km であり、原子力災害時には福井県の住民と同様の避難行動を行う必要がある。

避難行動要支援者を搬送する特殊車両の配備について、「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」により予算を確保していただきたい。

広域避難におけるバス等の車両及びその運転員の確保、避難退域時検査の要員確保などの府県間調整をしていただきたい。

京都府外の原子力災害時における広域避難先については、平成 26 年 3 月の関西広域連合「広域避難ガイドライン」で、府内の広域避難先については平成 27 年 2 月策定の「原子力災害に係る広域避難要領」で避難所レベルの避難先を確保している。

#### **4 3 府県合同の広域的な原子力防災訓練の実施**

福井エリアにおける 3 府県合同での広域的な原子力防災訓練について、国の主導のもと、交通渋滞対策、避難退域時検査及び安定ヨウ素剤配布訓練など実践的な訓練を実施していただきたい。

平成 27 年 12 月の原子力防災会議において、「高浜地域の緊急時対応」（福井エリアの避難計画）が総理大臣から了承されたが、「緊急時対応」を継続的に検証、改善し、実効性を高める必要がある。

#### **【現状・課題等】**

##### **1 原子力発電所の再稼働に係る権限や責任、手続き等の法制化**

原子力発電所の再稼働において、同意を求める地方公共団体の範囲等については法律の根拠がないまま、関西電力高浜発電所再稼働のプロセスから京都府が除外され、平成 28 年 1 月に高浜発電所 3 号機が再稼働した。

##### **2 S P E E D I（大気中放射性物質の拡散計算）の活用**

大気中放射性物質の拡散計算は、迅速な避難が困難な高齢者や障害者など要配慮者の早期の避難準備に有効であることから、地方公共団体の避難計画の具体化・充実化に向けて、緊急時における地方公共団体への情報提供の在り方を含めた、国の専門的・技術的な支援が必要である。

3 広域避難計画の実効性向上

道路整備の財源

電源立地地域対策交付金のうち原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分は、隣接市である舞鶴市及び綾部市が交付対象であるが、その他のUPZ市町についても、避難対策の財源として対象とする必要がある。また、道路整備等を事業対象とする原子力発電施設等立地地域特別交付金は、原発立地自治体のみが交付対象であるが、福井県にある高浜発電所から京都府域まで最短で約 2.8 km であり、原子力災害時には福井県の住民と同様の避難行動を行う必要がある。

移送手段の確保

京都府外の原子力災害時における広域避難先については、平成 26 年 3 月の関西広域連合「広域避難ガイドライン」で、府内の広域避難先については平成 27 年 2 月策定の「原子力災害に係る広域避難要領」で避難所レベルの避難先を確保しているが、移送手段については府バス協会所属のバスだけでは不足している。

また、避難行動要支援者を移送する特殊な車両（ストレッチャー仕様の車両、医療装置付き車両）については、特に不足している。

4 3 府県合同の広域的な原子力防災訓練の実施

平成 27 年 12 月の原子力防災会議において、「高浜地域の緊急時対応」(福井エリアの避難計画)が総理大臣から了承されたが、原子力防災には終わりがなく、訓練を実施することにより、「緊急時対応」を継続的に検証、改善し、実効性を高める必要がある。

【京都府の担当課】

府民生活部	原子力防災課	075-414-5614
	防災消防企画課	075-414-5610
健康福祉部	健康福祉総務課	075-414-4545
	介護・地域福祉課	075-414-4566
	医療課	075-414-4740